

第5回大阪市児童福祉審議会にかかる意見及び本市回答について

	いただいたご意見・ご質問	委員	本市回答
1	<p>虐待事例検証結果報告について</p> <p>検証事例を見ると、保護者に精神疾患がある場合や知的障がい等がある場合の支援の難しさがうかがわれる。子どもを守るため場合によっては分離保護も必要となるか？</p>	森口委員	<p>保護者の精神障がいや知的障がいは厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」においても虐待に関する保護者側のリスク要因に挙げられています。一方で、このようなリスク要因のある方でも、医療や福祉等のフォーマルなサービスや家族・親族、近隣等のインフォーマルな支援により、またご自身の強みを活かして適切に子育てをされている方も多くおられます。</p> <p>前述の「子ども虐待対応の手引き」においても、「虐待の恐れを適切に判断するためには、リスク要因とともに、虐待を発生させることを防ぐ家族のストレングス（強み）とのバランスを意識してアセスメントすることが重要」「リスク要因と予防策とを有機的に結び付けて対応することが必要」と指摘されています。</p> <p>区子育て支援室やこども相談センターが虐待に関する相談や通告を受けたときには、リスク要因とともにストレングスも含めてアセスメントして具体的な支援や一時保護の要否等の方針を決めることとしています。</p> <p>こども相談センターが一旦分離したケースにつきましても、その後の支援の中で虐待リスクが減る・ストレングスが増える等により家庭での養育が可能と判断した場合は保護を解除して家庭引き取りとしています。この家庭引き取りにあたっては、地域の関係機関が子どもやその家庭に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するしくみである要保護児童対策地域協議会に、必要に応じて、家族と接点のある民間の機関や家族のかかっている医療機関なども参加したうえで、子育てを支える支援に向けて関係機関が役割分担を行い、見守りを行います。</p>

	いただいたご意見・ご質問	委員	本市回答
2	虐待相談の経路に家族や親族、近隣者が増加しており虐待に対する認識が高まっていると考えて良いか？	森口委員	<p>委員ご指摘のように、虐待相談の経路別件数は「家族・親族」「近隣・知人」がいずれも令和2年度は令和元年度に比べて増加しています。本市におきましては、過去の虐待事例を踏まえ積極的に啓発・広報を行っているところですが、「家族・親族」「近隣・知人」からの通告が増えた要因について詳細に分析することは困難です。</p> <p>ただ昨年度は、コロナ禍で保護者や子どもが在宅している状況の中での家族からの通告・相談や、近隣の方が在宅ワークをする中で子どもの泣き声や親の怒鳴り声に気づくようになったとの通告が入ってございましたので、この影響もあったのではないかと推測しています。</p>
3	一時保護所の入所状況はコロナ禍を反映している可能性もあるか？	森口委員	<p>令和2年度の一時保護所の入所人員が令和元年度から減少していることについては、こども相談センターの相談受付件数（虐待相談以外も含む）が減少していることが影響しているのではないかと推測していますが、コロナ禍の反映かどうかまでは分析できません。</p>
4	資料2「大阪市における虐待に係る通告状況について」3頁に記載の一時保護委託被虐待児割合について、令和元年度40%に対し、令和2年年度は34%に下がっているのはなぜか？	森口委員	<p>一時保護所は2歳から18歳までの子どもを保護する施設であり、一時保護委託をするケースには、障がいのある子どもや乳児を子どもの特性や状況に合った施設に委託する場合、将来的な施設入所を前提に一時保護委託する場合、一時保護所が定員超過している際に里親等に委託する場合の3つがあります。</p> <p>令和2年度の一時保護委託児割合の減少につきましては、一時保護自体の件数が減っているものの定員超過の実態はありましたが、子どもの特性上里親等に委託できるケースが少なかったためと考えられます。</p>
5	一時保護施設のキャパシティを増やすために、長時間保育施設、夜間保育施設の設置活用は今後可能か？	森口委員	<p>一時保護については施設の定員を増やすのではなく家庭養育中心の考え方から里親委託を推進しているところです。</p> <p>なお、施設としては令和3年11月1日より、四恩みろく乳児院において、本体施設の定員とは別に4名分の一時保護児童の受け入れ体制を整えたところです。</p>
6	心理的虐待（学齢前児童、小学生）については安全な場所での傾聴が効果的であると思うが、現状はどうか？	森口委員	<p>子どもから虐待状況を聴取する際は、心理的虐待に限らずいずれの場合も委員ご指摘のように虐待者の影響を受けない安全な場所で聴取する必要があります。このため、こども相談センターや区子育て支援室が虐待の通告を受けて子どもから状況を聴取するときは、子どもの通う学校園等において面接をしています。</p>